

## 公益財団法人 日本ゴルフ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.jga.or.jp

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1)中長期計画は5年間で策定することを2021.3の理事会において決定し、2021.9月の理事会で承認、2022年度4月からの実行を予定している。  中長期基本計画の骨子としては、本協会の設立目的である我が国におけるゴルフの健全な発展と普及を図り、もって国民体力の向上、社会・文化の発展並びに国際親善に寄与することであり、これらを各事業毎に中長期で達成させるべく具体的計画を立てる。	なし
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(2)今後策定する中長期計画の中で明確にする。  ・役員についてはガバナンス及びコンプライアンスに知見を有する人材の選出を検討する。 ・事務局員については、各事業の専門家の育成とIT分野に長けている人材及び育成を検討する。	なし
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(3)今後策定する中長期計画の中で明確にする。  毎年3月の理事会では、事業計画と収支予算を審議し、6月の理事会及び評議員会では事業報告と収支決算を審議、承認された内容をHPで公表している。	事業計画書 収支予算書 事業報告書 決算報告書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2020.4月現在、理事数32名。  うち、 女性理事 7名 22% 外部理事 17名 53%  目標割合について、日本のゴルファー人口の約90%が男性であることを踏まえると、女性理事割合40%以上という数値は達成するのが容易ではないが、2022年には33%、2024年には40%と目標達成に向け候補者を育成する。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2020.4月現在、評議員数11名。  うち、 女性評議員 0名 0% 外部評議員 3名 27%	役員名簿 役員及び評議員推薦規程

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
			評議員は各地区連盟から推薦された8名及び会長の推薦する学識経験者7名以内で構成されるが、現在女性評議員の在席はない。これについては理事の女性割合同様、目標達成に向け地区連盟に女性役員候補者の育成を促すとともに学識経験評議員候補者を育成し、2024年には学識経験者の内女性評議員を10%にすることを目標とする。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在アスリート委員会は設置していないため、2024年を目標にアスリート委員会を設置し、組織運営についての意見をまとめ、理事会に答申する。	委員会等名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款第21条に定める通り理事の定員28名以上33名以内（地区連盟よりの選任15名、学識経験理事17名）で構成し、豊富な知識のもと実効性の確保ができる体制としている。	役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員の新陳代謝を図るべく、2021年度中に役員就任時の年齢制限を決定し、2022年度より実効する。	役員及び評議員推薦規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員の新陳代謝を図るべく、2021年度中に役員再選回数の上限を設け、2022年度より実効する。	役員評議員推薦規程
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 中長期経営プロジェクトに携わる役員（理事）については例外措置を適用する予定	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在は役員候補者選考委員会を設けていないため、2022年6月の役員改選時より運用できるよう、独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置する。	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程、職員の就業規則および事務局規定等で法令順守についての規定を整備しホームページで公開している。	倫理規定 就業規則および事務局規定

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款、理事会規程、常務理事会規程、委員会等規程、役員職務権限規程、事務局組織規程等で法人に必要な一般的な規程を整備し、ホームページで公開している。	定款 理事会規程 常務理事会規程 委員会等規程 役員職務権限規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報保護管理規程、内部通報規程、会計規程等一般的な規程を整備しホームページで公開している他、通報等窓口を設置している。	個人情報保護管理規定 内部通報規程 会計規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員報酬規程、職員給与規程、退職給与規程を整備している。 今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。	役員及び評議員報酬規程 職員給与規程 退職給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	寄附金等取扱規程及び報奨金規程を整備している。 今後、組織運営等に必要な規程の見直しは適宜行っていく。	寄附金等取扱規程 報奨金規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	スポンサーシップ、放映権、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程、表彰の規程等、財政的基盤を整えるための規程がないため2022年度までを目標に規程を整備し運用を開始する。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ナショナルチーム選手選考に関しては①男子ナショナルチーム選考基準、②女子ナショナルチーム選考基準をホームページにて公開している。	男子ナショナルチーム選考基準 女子ナショナルチーム選考基準
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考等に関する規程がないため、2022年度までを目標に規程を策定し運用を開始する。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	弁護士1名が常務理事に在席し、適宜相談している。 また、法人については監査法人アイリスと顧問契約を結び相談ルートを確認している。	役員名簿

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理委員会を設置している。 運用については、現在は定期的に委員会を開催していないが、今後は定期的に開催する。	委員会等名簿 倫理委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理委員会の構成メンバーは委員会等名簿にて明確にしている。 倫理委員会に弁護士が在籍する他、学識経験者等の有識者を配置している。	委員会等名簿
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年12月開催の臨時理事会にてスポーツ庁 民間スポーツ参事官による勉強会を実施。 職員もスポーツ団体ガバナンスコードを習得するよう教育している。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2021年度より、ナショナルチーム選手、指導者に対して合宿等でコンプライアンス教育を年1回実施予定。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	年1回以上、委員会の場で時間を設けて勉強会を行う。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	監査法人と顧問契約を結び、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。 法務については常務理事に在席している弁護士にガバナンスの整備について指導を受けるとともに日常的に相談できるルートを確保している。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	財務・経理の日常処理は適正かつ公正な会計原則を遵守するよう、事務局では元金融機関勤務者が複数務めてチェック体制を敷いて運用し、幹事監査にて厳正なるチェックを行っている。 また、財務委員会には弁護士、特別顧問には公認会計士が就任しチェック体制が整っている。	役員名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金の利用なし	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、決算報告書をホームページにより開示	定款 事業計画書 収支予算書 事業報告書

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	ナショナルチーム選手選考に関しては①男子ナショナルチーム選考基準、②女子ナショナルチーム選考基準をホームページにて公開している。	男子ナショナルチーム選考基準 女子ナショナルチーム選考基準
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本自己説明を以って情報を公開	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程 第4条により、利益相反が生じないよう管理している。	倫理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年度までに利益相反ポリシーを策定するよう準備を進める。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1)ホームページにて通報窓口を設置している。 通報方法については、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。 (2)通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取り扱いについて一定の規程を設け、情報管理を徹底している。 (4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取り扱いを行うことを禁止している。	jga.or.jp
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用については、内部通報規程により具体的な運用を定めている。	内部通報規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	懲戒規程にて具体的懲戒種類等ホームページにて公開している。 (1)懲戒制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを規程により定めている。 (2)懲戒制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを周知している。 (3)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由が記載された書面にて告知することを規程に定めている。	懲戒規程

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理委員会で処分を決定し、理事会で最終決定する。 倫理委員会、理事会には弁護士が在籍しているため、中立性、専門性を有している。	懲戒規程 役員委員会表
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	日本スポーツ仲裁機構のHPにおいて自動応諾条項の採択団体として掲載されている。 なお、自動応諾条項の規程がないため、2022年4月までに倫理規程内で規程する。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能である旨、書面にて通知することになっている。 なお、懲戒規程内に通知方法の記載がないため、2022年度4月までに懲戒規程を整備する。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルとして取り纏め、策定はしていない。 今後、危機管理及び不祥事対応についての組織体制や対応等、危機管理マニュアルを策定してゆく。  ・試合会場における危機管理 ・選手（不祥事）における危機管理 ・法人内（横領、個人情報流出、等）における危機管理	なし
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に不祥事は発生していないため、この項目は該当なし	なし
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間に危機管理事態および不祥事は発生していないため、この項目は該当しない	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	2022年4月度までに、会員規程内で加盟および地方組織等との権限を明確に定める規程を整備する	

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地区連盟、都道府県ゴルフ競技団体へは理事会の議事録、通達、広報誌等で情報の伝達やスポーツ庁等からの指導の共有を行っているが会合による研修会は実施していないため、年1回以上のガバナンス・コンプライアンス研修会を実施する。	